

証拠金制度に関する当社のルールについて

株式会社 共和トラスト

平成23年6月改訂

(株)日本商品清算機構(JCCH)が採用するスパン証拠金制度に関する当社の取扱いについては、下記のとおりとなります。

1. 当社の定める証拠金の額はJCCHが算出する「証拠金維持額」以上の額を「当社委託者証拠金」として、また「当社委託者証拠金」の50%を「当社証拠金」として加えたものを「当社必要証拠金」とします。
 - (1) 「当社委託者証拠金」の額はJCCHが算出する「プライス・スキャンレンジ*と納会月割増額*」に建玉枚数を乗じた額としますが、同一商品の両建(異限月を含む)の場合には、片側枚数の多い方を証拠金の計算の対象とします。

ただし、1番限の建玉につきましては、建玉枚数に「当社委託者証拠金」を乗じた額とします。

なお、JCCHが定める「商品内スプレッド割増額*」が「プライス・スキャンレンジ」以上の額となった場合においては、「商品内スプレッド割増額」を乗じた額とします。

※「プライス・スキャンレンジ」とは、各商品の価格変動リスクをカバーする値としてJCCHが算出(又は設定)する数値

※「納会月割増額」とは、当月限の価格変動リスクをカバーするために加算される値としてJCCHが算出(又は設定)する数値

※「商品内スプレッド割増額」とは、各商品の限月間の価格変動の差により生じるリスクをカバーする値としてJCCHが算出(又は設定)する数値
 - (2) 「当社証拠金」の額は「当社委託者証拠金」の50%とします。
 - (3) 「当社必要証拠金」の額は「当社委託者証拠金」に「当社証拠金」を加えた額とします。
2. 委託者証拠金の差し入れ又は預託の時期は、取引の委託を行う前とします。
3. 値洗益金は証拠金として扱いません。(返還又は証拠金への振替はできません。)
4. 現金不足額が発生した場合は、原則、充用有価証券をもって充てることができません。(例1・4)
ただし、当分の間、充用有価証券をもって充てることができるものとします。(受託契約準則附則第4条)
5. 総額の不足額は、受入証拠金の総額が当社委託者証拠金を下回るときに発生します。(例4)
6. 売買差損益金及び委託手数料は、預り証拠金に加減されます。
7. 証拠金の不納による建玉の処分(決済権)について。(例4)
受入証拠金の総額が当社委託者証拠金を下回った場合、翌営業日の正午までに入金が無い場合は、準則第14条第1項の規定に基づき、お客様の計算において建玉の全部又は一部を手仕舞いすることがあります。)
8. 取引中の留意点
受入証拠金の総額が「当社委託者証拠金」以上で、「当社必要証拠金」以下のときは、追加入金は不要ですが、取引を継続する場合はご注意ください。
9. 計算例 (プライス・スキャンレンジを10万円と仮定した場合)
 - 例1 代用: 20万円の在庫で取引を開始。損金6千円発生、現金が不足となりますが、充用有価証券をもって充てることができます。
 - 例2 現金: 5万6千円の入金。代用: 5万円の在庫。
 - 例3 受入証拠金の総額が当社必要証拠金を下回っていますが、当社委託者証拠金以上なので、追加入金は不要です。
 - 例4 建玉の一部決済により、7万円の損金が発生し、預り証拠金現金が-2万円になります。値洗損益金通算額が4万5千円のマイナスになりましたので、「現金不足額」6万5千円、「総額の不足額」は1万5千円となります。なお、この場合の証拠金の不足額は、「総額の不足額」又は「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

(裏面に続く)

例5 現金7万円を入金した結果、「預り証拠金」は20万円となります。また、値洗が益になりましたので「受入証拠金の総額」は20万円となります。追加建玉（10万円分）を行った結果、「預り証拠金」が「当社必要証拠金」を下回りましたので、10万円の「必要証拠金不足」となります。

例	① 値洗損益金通算額	受入証拠金の総額					⑨	証拠金			⑬ 現金不足額	⑭ 総額の不足額	⑮ 必要証拠金不足額	⑯ 預り証拠金余剰額
		④現金授受予定額		⑦		⑧		⑩	⑪	⑫				
		現金支払予定額		預り証拠金		④+⑦				当社委託者証拠金				
		②	③	⑤	⑥	受入証拠金の総額		取引証拠金維持額	⑩+⑪					
①=負の時	差引損金	現金	代用				⑤-④=負の時	⑧-⑩=負の時	⑦-⑫=負の時	⑧-⑯				
例1	10,000		-6,000	0	200,000	194,000	100,000	100,000	50,000	150,000	6,000	0	0	44,000
例2	45,000			50,000	150,000	200,000	100,000	100,000	50,000	150,000	0	0	0	50,000
例3	-70,000	-70,000		50,000	150,000	130,000	100,000	100,000	50,000	150,000	20,000	0	0	0
例4	-45,000	-45,000	-20,000	0	150,000	85,000	100,000	100,000	50,000	150,000	65,000	15,000	0	0
例5	10,000			50,000	150,000	200,000	200,000	200,000	100,000	300,000	0	0	100,000	0

各項目についての説明

① 値洗損益金通算額

- ・ 値洗益金は証拠金として扱いません。（出金又は証拠金への振替はできません。）
- ・ 値洗益金は現金授受予定額には加算しません。

④ 現金授受予定額

② 現金支払予定額・・・値洗損益金通算額がマイナスの場合の金額をいいます。

③ 現金支払予定額・・・売買差損益金及び委託手数料（取引の損益金）は預り証拠金現金に加減されます。その結果、預り証拠金現金に不足する場合は、顧客が支払う「現金支払予定額」となります。

⑤ 現金・・・・・・・・現金での預り証拠金額をいいます。

⑥ 代用・・・・・・・・充用有価証券での預り証拠金額をいいます。

⑦ 預り証拠金・・・・・・・・現金と充用有価証券（評価額）の預り証拠金額の合計をいいます。

⑧ 受入証拠金の総額・・・・・・・・預り証拠金に、現金授受予定額を加減した金額をいいます。

⑨ 取引証拠金維持額・・・・・・・・建玉を維持するために必要な証拠金です。なお、J C C Hが相場の状況等により算出（又は設定）し、適時見直しが行われますので、一定の金額ではありません。

⑩ 当社委託者証拠金・・・・・・・・取引証拠金維持額と同額です。

⑪ 当社証拠金・・・・・・・・当社委託者証拠金の50%です。

⑫ 当社必要証拠金・・・・・・・・当社委託者証拠金と当社証拠金の合計です。

⑬ 現金不足額・・・・・・・・預り証拠金現金の額が、「現金支払予定額」を下回った場合の不足額をいいます。

⑭ 総額の不足額・・・・・・・・「受入証拠金の総額」が「当社委託者証拠金」を下回った場合の不足額をいいます。

⑮ 必要証拠金不足・・・・・・・・「預り証拠金」が「当社必要証拠金」を下回った場合の不足額をいいます。

⑯ 預り証拠金余剰額・・・・・・・・「受入証拠金の総額」から「当社必要証拠金」を差し引いた額がプラスの場合の金額です。

以上